

# 生計困難者に対する相談支援事業 実施要綱

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会

(趣旨及び目的)

第1条 既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施する。

各社会福祉施設は、生活困窮者からの相談を総合的に行うことによって、利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合には経済的援助を行い、生活困窮者の自立を支援することを目的とする。

(事業名称)

第2条 この事業の名称は、彩の国あんしんセーフティネット事業とする。

(事業の位置づけ)

第3条 この事業は、社会福祉法第2条3項第1号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」とし、事業を実施する場合は各社会福祉法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と位置づける。

(実施主体)

第4条 この事業は、埼玉県社会福祉協議会が設置する埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施する。

(CSWの配置並びに訪問相談活動)

第5条 この事業の実施にあたり、社会福祉施設は地域の生活困窮者に対する担当相談員（以下、この要綱において「CSW」という。）を配置する。

- 2 CSWは地域福祉の推進に熱意がある社会福祉施設の職員のうち、生活相談員等の相談援助職にある者、又は生活相談員等の相談援助職経験者とする。
- 3 CSWは、相談者の所得や生活状況、生活上の課題を把握するため、原則として相談者を訪問し現状把握に努める。
- 4 CSWは、福祉事務所等の行政機関や地域包括支援センター、社会福祉施設、社会福祉協議会等の専門的知識を有する人材や機能と連携し、地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービスの斡旋や経済的援助を行うために、各施設で相談活動を担当する者とする。

(社会貢献支援員の配置及び役割)

第6条 拠点となる社会福祉施設又は社会福祉協議会（以下「拠点施設」という。）に社会貢献支援員を配置する。

- 2 社会貢献支援員は、地域福祉の推進に熱意があり、社会福祉施設等で生活相談員としての経験を有する者、福祉施策の現場経験を有する者、その他の生活困窮者支援に豊かな経験を有する者を充てるものとし、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有することが望ましい。
- 3 社会貢献支援員は、保健・医療・福祉の各サービス提供機関等の人材や機能と連携し、CSWへの支援と助言を行うとともに、必要に応じてCSWと共に生活困窮者への相談援助活動を行う。
- 4 社会貢献支援員は原則として日々の活動を記録し、事務局に報告するものとする。

(経済的援助の対象者と決裁権者)

第7条 経済的援助を行う対象者は、緊急の援護を要する生活困窮者とし、概ね以下に該当する場合に、CSWが必要に応じて関係機関と協議・調整を行った上で、CSWの所属する社会福祉施設の長の判断により決定する。

なお、原則として支払いは本人に代わり事業者に対して行うものとする。

- (1) 生計困難により食材費の負担が困難な方
- (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
- (3) 生計困難により生活に必要な日用品の負担が困難な方
- (4) 生計困難により医療費、介護サービス費の負担が困難な方
- (5) 上記に類似する方

2 経済的援助を行う対象者から、以下に該当する場合は除くものとする。

- (1) 既に施設(入所型)を利用している方
- (2) 緊急性のない借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- (3) 緊急性のない日常生活費の支給を求める方
- (4) 相談活動を行わない、申請による方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯
- (6) 上記に類似する方

3 経済的援助は原則として給付とする。ただし、対象者が特に費用の返還を希望する場合には、その費用の返還を受け入れることとする。

(経済的援助の支払限度額)

第8条 経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は10万円を上限とする。なお、1回あたりの額はCSWの所属する社会福祉施設の長の判断により決定する。

(経済的援助の期間)

第9条 経済的援助を行う際、1事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とする。

(就労支援について)

第10条 社会福祉施設は就労や社会参加に課題を抱える生活困窮者に対して、課題解決のために必要な支援を行う場を提供する

2 就労支援を行うにあたり、各社会福祉施設に就労支援担当者を配置すると共に事務局に就労支援専門員を配置する。

3 第1項の取り組みを行う社会福祉施設に対して、就労支援協力金を支払う。

(CSW及び社会貢献支援員等の守秘義務)

第11条 CSW、社会貢献支援員、就労支援担当者、就労支援専門員及び関係者は、要  
援護者の個人情報保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知  
り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係機関との連携、支援)

第12条 事業の実施にあたっては、福祉事務所等の行政機関のほか、地域包括支援セン  
ター、市町村社会福祉協議会、その他の関係機関等と連携して進めるものとする。

(その他)

第13条 この事業の実施にあたり、この要綱に定めるものの他は会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。